

令和6年（納）第3号

課 徴 金 納 付 命 令 書

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

日本紙通商株式会社

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

日本紙通商株式会社（以下「日本紙通商」という。）は、課徴金として金856万円を令和6年10月15日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

日本紙通商は、別添1令和6年（措）第2号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）が一般競争入札の方法により発注する別紙1記載の再生巻取用紙（以下「一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙」という。）について、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 日本紙通商は、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙の卸売業を営んでいた。

イ 日本紙通商が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、国

立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙について日本紙通商が前記1の違反行為に基づき最初に参加した入札の執行日である平成29年6月5日であると認められる。また、日本紙通商は、令和5年4月11日以降、当該違反行為を取りやめており、同月10日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、日本紙通商については

(ア) 当該違反行為の実行としての事業活動を行った日が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）である令和2年12月25日の3年前の日前であるため、改正法附則第6条第2項の規定により変更して適用される改正法による改正前の独占禁止法（以下「改正前の独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日前に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日前実行期間」という。）は、改正法施行日の3年前の日である平成29年12月25日から改正法施行日の前日である令和2年12月24日まで

(イ) 独占禁止法第2条の2第13項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日以後に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日以後実行期間」という。）は、令和2年12月25日から令和5年4月10日までとなる。

ウ 前記実行期間における国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙に係る日本紙通商の売上額は

(ア) 施行日前実行期間に係るものについては、改正法附則第6条第2項のなお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第260号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第6条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙2記載の物件のうち令和2年12月25日前に係るものについては1億6156万3053円

(イ) 施行日以後実行期間に係るものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第4条第2項の規定に基づき算定すべきと

ころ、当該規定に基づき算定すると、別紙2記載の物件のうち令和2年1月25日以後に係るものについては9005万5680円である。

- (2) 日本紙通商は、独占禁止法第7条の4第3項第1号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である令和5年4月11日以後、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第8条に規定する期日までに、課徴金減免規則第7条及び第9条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に前記1の違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行っている。また、日本紙通商は、当該事実の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者でない。また、当該違反行為について、独占禁止法第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第3号までの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たないところ、これらの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第3項第1号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った者（以下「調査開始日以後の申請事業者」という。）であって日本紙通商より先に課徴金減免規則第7条第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であって日本紙通商より先に同項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たない。したがって、日本紙通商は、独占禁止法第7条の4第3項第1号及び第3号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者であるから、日本紙通商が同項の規定により減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額となる。
- (3) 日本紙通商は、公正取引委員会との間で、独占禁止法第7条の5第1項の規定に基づき、別添2合意書（抜粋）のとおり合意し、同合意書第1条に掲げる行為を行った。したがって、日本紙通商が、独占禁止法第7条の5第3項の規定により、合意の内容に応じ、独占禁止法第7条の4第3項の規定により減額を受ける額に加えて減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の20を乗じて得た額となる。
- (4) 日本紙通商が国庫に納付しなければならない課徴金の額は
- ア 改正法附則第6条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる

改正前の独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日前実行期間に係る売上額1億6156万3053円に100分の2を乗じて得た額
イ 独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日以後実行期間に係る売上額9005万5680円に100分の10を乗じて得た額
を合計した額から、独占禁止法第7条の4第3項及び第7条の5第3項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し、独占禁止法第7条の8第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された856万円である。

よって、日本紙通商に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年3月14日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 吉 田 安 志

委員 泉 水 文 雄

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙 1

古紙パルプを配合した 1, 188 ミリメートル巾、891 ミリメートル巾及び 594 ミリメートル巾の 3 種類のロール状の用紙で、官報の印刷に使用されるもの

別紙 2

課徴金算定対象物件一覧

番号	物件名	契約日
1	再生巻取用紙	平成30年1月11日
2	再生巻取用紙	令和2年1月24日
3	再生巻取用紙	令和4年1月11日

令和 6 年（措）第 2 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地

日本紙通商株式会社

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

東京都中央区明石町 6 番 2 4 号

国際紙パルプ商事株式会社

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 日本紙通商株式会社（以下「日本紙通商」という。）及び国際紙パルプ商事株式会社（以下「国際紙パルプ商事」という。）の 2 社（以下「2 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）が一般競争入札の方法により発注する別紙記載の再生巻取用紙（以下「一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙」という。）について、2 社、日本紙パルプ商事株式会社（以下「日本紙パルプ商事」という。）及び K P P グループホールディングス株式会社（以下「K P P グループホールディングス」という。）の 4 社（以下「4 社」という。）が、遅くとも平成 2 9 年 6 月 5 日以降（K P P グループホールディングスにあっては令和 4 年 9 月 3 0 日までの間、国際紙パルプ商事にあっては同年 1 0 月 1 日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定

者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、国立印刷局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙について、受注予定者を決定してはならない。

4 2社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の従業員に対する周知徹底

(2) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、官公需の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

5 2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、紙・紙製品卸売業を営む者である。

なお、2社のうち国際紙パルプ商事は、令和4年10月1日、商号を、国際紙パルプ商事分割準備株式会社から現商号に変更し、同日、名宛人以外のK P Pグループホールディングスから、吸収分割により、紙・紙製品卸売業の全部を承継した者である。

イ 名宛人以外の日本紙パルプ商事は、東京都中央区勝どき三丁目12番1号フォアフロントタワーに本店を置き、紙・紙製品卸売業を営む者である。

ウ K P Pグループホールディングスは、東京都中央区明石町6番24号に本店を置き、紙・紙製品卸売業を営んでいた者である。

なお、K P Pグループホールディングスは、令和4年10月1日、商号を、国際紙パルプ商事株式会社から現商号に変更し、前記のとおり、国際紙パルプ商事に対し、吸収分割により、紙・紙製品卸売業の全部を承継させ、同日以降、紙・紙製品卸売業を営んでいない。

(2) 再生巻取用紙の発注方法等

ア 国立印刷局は、独立行政法人国立印刷局法（平成14年法律第41号）の規定に基づき、平成15年4月1日に設立された組織であり、東京都港区に主たる事務所を置き、官報の編集、印刷及び普及を行っていた。

イ 国立印刷局は、別紙記載の再生巻取用紙を一般競争入札等の方法により発注していた。

ウ 前記イに係る一般競争入札には、遅くとも平成29年6月5日以降、日本紙通商、日本紙パルプ商事、K P Pグループホールディングス等が参加していた。

2 合意及び実施方法

4社は、遅くとも平成29年6月5日以降（K P Pグループホールディングスにあっては令和4年9月30日までの間、国際紙パルプ商事にあっては同年10月1日以降）、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙について、自社の利益の確保を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア あらかじめ定められた順番により受注予定者を決定する

イ 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格で受注できるよう、受注予定者が定めた価格を上回る入札価格を提示して協力する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

4社は、前記2により、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙の全てを受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

(1) K P Pグループホールディングスは、前記1(1)ウのとおり、令和4年10月1日、吸収分割により、紙・紙製品卸売業の全部を国際紙パルプ商事に承継させた。当該吸収分割に伴い、国際紙パルプ商事がK P Pグループホールディングスに替わって前記2(1)の合意に参加したことから、K P Pグループホールディングスは、同日以降、同合意に参加していない。

(2) 令和5年4月11日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、国立印刷局が一般競争入札の方法により発注する再生巻取用紙の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年3月14日

公正取引委員会

委員長 古谷 一之

委員 三村 晶子

委員 青木 玲子

委員 吉田 安志

委員 泉水 文雄

別紙

古紙パルプを配合した1, 188ミリメートル巾、891ミリメートル巾及び594ミリメートル巾の3種類のロール状の用紙で、官報の印刷に使用されるもの

合意書（抜粋）

公正取引委員会及び日本紙通商株式会社（以下「報告等事業者」という。）は、令和5年（査）第2号独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者に対する件（以下「本件事件」という。）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第7条の5第1項の規定による協議を行った上で、次のとおり同項の規定による合意（以下「本件合意」という。）をする。

（報告等事業者による行為）

第1条 報告等事業者は次に掲げる行為をするものとする。

- 一 法第7条の4第3項第1号に規定する事実の報告及び資料の提出により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。
 - 二 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
 - 三 本件合意後、本件事件についての新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。
 - 四 前号に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
- 2 報告等事業者は、前項第1号、第2号又は第4号の公正取引委員会の求めの際に公正取引委員会が定める履行期限までにこれらの号に掲げる行為を履行するものとする。

（公正取引委員会による行為）

第2条 公正取引委員会は、百分の五から百分の二十までの範囲内において、公正取引委員会が、別紙に基づき、事件の真相の解明に資する程度を評価して決定する法第7条の5第2項第2号に規定する評価後割合を乗じて得た額を、法第7条の2及び法第7条の3の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。

（略）

別紙 評価方法及び減算率

1 評価における考慮要素

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、報告等事業者が報告等を行った課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（以下「規則」という。）第17条に規定する事項に係る事実の内容について、①具体的かつ詳細であるか否か、②当該事項について網羅的であるか否か、③当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否かの要素を考慮する。

前記各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる規則第17条に規定する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相の解明の状況を踏まえることとする。

2 減算率

公正取引委員会は、事件の真相の解明に資する程度について、前記1に掲げる三つの要素を考慮して、下表のとおり減算率を決定する。

表 事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率

事件の真相の解明に資する程度	減算率
高い（全ての要素を満たす）	20%
中程度である（二つの要素を満たす）	10%
低い（一つの要素を満たす）	5%